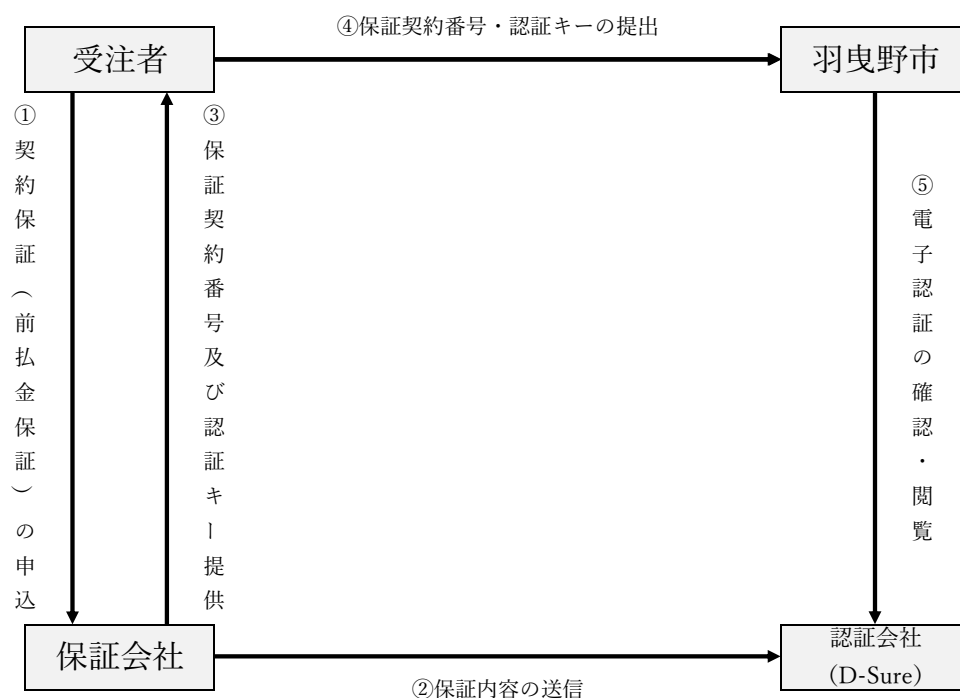


保証証書（契約保証及び前払金保証）の電子化対応について

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における保証証書（契約保証及び前払金保証）の取扱いについて、従来の書面による提出に加え、電子保証の利用も可能となりましたので、お知らせします。

なお、今回の保証証書の電子化については、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社が発行する保証証書のみが対象となります。具体的な手続きについては、保証機関（保証事業会社）にご確認ください。



認証キー等の送信先

④保証契約番号及び認証キーの送信先は、
契約検査課 (keiyakukensa@city.habikino.lg.jp)、に送信して下さい。